

スモールスケールマイニングを管理する モンゴル国の枠組み(2): 政府決議72号

村尾 智¹⁾

前稿では、スモールスケールマイニングを管理するためのモンゴル政府決議71号を紹介したが、本稿では続いて、第72号英語版の翻訳を紹介したい。なお、翻訳と公表については、モンゴル有用鉱物・石油管理庁の承認を得た。

調整、適正な小規模鉱業技術の導入、パートナーシップへの土地の提供、小規模鉱業育成の準備、乱掘従事者のパートナーシップ編入による正規雇用創出である。

2. 本暫定規則は正式の小規模鉱業法が成立するまで有効とする。

第一章 総論

1. 本暫定規則の目的は、安全関係諸規則適用の際の

3. 本暫定規則は、水、放射性鉱物、石油、天然ガス

モンゴル国政府

日付: 2008年2月27日

決議72号

ウランバートル

件名: 暫定規則承認

1. 付録に示す小規模鉱業暫定規則を承認し4月1日からの施行を認める。

2. 産業・通商大臣 Kh. ナランフー、燃料・エネルギー大臣 Ch. フレルバートル、法務・内務大臣 Ts. ムンフオルギル、首都および各アイマクの知事に段階を踏んだ管理のための十分な準備と本規則の施行を命ずる。

3. 産業・通商大臣 Kh. ナランフーは、小規模鉱業暫定規則の実施状況を監督し、毎年、第一四半期のうちに、政府に報告するものとする。

内閣総理大臣
産業・通商大臣

S. バヤル
Kh. ナランフー

1) 産総研 地圏資源環境研究部門

キーワード: CASM, スモールスケールマイニング, モンゴル, 鉱物
資源政策

以外の鉱種について調整を行う。

4. 本暫定規則で用いる用語類の解釈は以下のとおりとする。

4.1 次の要件を満たす場合、小規模鉱業と呼ぶ。すなわち、本暫定規則で定める手続きに従って地方自治体と契約したパートナーシップが行う手掘りまたは単純な機器を用いる採鉱で、採鉱量が次の条項にあうもの。

4.1.1 鉱石、石炭またはホタル石の場合、日産25トン以下。

4.1.2 漂砂鉱床の場合は日産200立方メートル以下。

4.2 パートナーシップとは、本暫定規則でいう小規模鉱業に従事する人々の集団で、Civil Code 481.1条に定める契約に基づくパートナーシップに組み込まれるものを指す。

4.3 小規模な技術とは、容量が500立方メートル以下のエンジンを装着した機器類をいう。

4.4 ユニットエリアとは、パートナーシップにあてがう一人分で、東西南北を直線で区切った土地をいう。

第二章 住民評議会、地方自治体、国の担当機関の権限と義務

5. 住民評議会の権限と義務

5.1 小規模鉱業が行われている地域の住民評議会*は、その管理について審議し、次の事項について意思決定するものとする。

5.1.1 地域内で採鉱する者のパートナーシップへの組織化。

5.1.2 採掘地割当の検討と案の決定、国の地質・鉱業担当機関への割当案提出、技術面での諮問と資源量評価依頼。

5.1.3 本規定の定める範囲内で可能な管理方法の検討。

5.2 採掘割当地は2か所以下とする。

5.3 国の地質・鉱業担当機関が、5.1.2でいう住民評議会の選定した土地は小規模鉱業に適さないと判断した場合、他の場所を割り当てるか、許可を出さないものとする。

5.4 住民評議会は、適宜、決定を住民に伝えると共に状況を監視する。

6. 地方知事**の権限と義務は以下のとおりとする。

6.1 住民評議会の決定に基づいて、採掘従事者をパートナーシップに組み入れ、登録させるべく、適切な措置を取ること。

6.2 土地の割当や住民評議会決定についての報告と5.1.2でいう決定を国の地質・鉱業担当機関に提出すること。

6.3 指定機関の資源評価終了後、本暫定規則によって小規模鉱業を管理すること。

6.4 小規模鉱業のパートナーシップとその家族に割り当てた土地の記録や地図を保管すること。

6.5 パートナーシップ参加者とその家族が福利厚生サービスを受けられるよう、また、児童が学校や幼稚園へ通えるよう措置を講ずること。

6.6 パートナーシップ参加者の保険と税金について必要な措置を講ずること。

6.7 地域の秩序と治安を十分に維持し、権利と自由を守ること。

6.8 パートナーシップが作成した環境修復レポートを現地で確認し、対象となる土地の環境修復が基準通りに行われているかどうか、四半期ごとに、中央の環境担当機関へ報告書を提出すること。

6.9 パートナーシップが採掘した場所に必要となる機械的・生物学的環境修復作業に必要な金額を見積もり、環境修復基金を関係法令に従って維持すること。

7. 地質・鉱業を担当する国の機関***の役割は以下のとおりとする。

7.1 6.2で定めるように小規模鉱業の候補地を地質調査し、その結果に基づいて、地方知事事務所に対して、アセスメント結果と勧告を、15日以内に提出する。

7.2 地質調査の結果だけでは不十分な場合は、2名以上からなる専門家の調査団を送り、結果と得られた知見を30日以内に報告する。

7.3 鉱種、鉱量、地質条件ごとに、候補地におけるユニットの大きさを特定する方法を開発し、適用する。

7.4 労働の安全についてのルールと指示を定め、関係府省に承認させ、徹底する。

7.5 モデルとなる次のような契約の事例を知事事務所に提出すること。すなわち、パートナーシップと

知事事務所の契約, パートナースイップ参加者の契約, パートナースイップの規約, パートナースイップが地方知事事務所に提出する採掘申請書.

- 7.6 知事事務所と連携して, パートナースイップのメンバーに対して, 地質・鉱業についての専門的助言を行い, また, 労働安全確保の訓練を実施する.
 - 7.7 調査機関, 科学系, 学術系研究所, 専門機関, 科学技術スタッフと協力して, パートナースイップのメンバーの技量を向上させる.
 - 7.8 指定各機関と共同で, 小規模鉱業が破壊した土地と自然の生態系・環境修復のための技術的およびその他の要求項目を明らかにし, 実行に移す.
8. 本暫定規則の順守状況は, 国や地方の監督官庁, 国の監督官, NGO, および地域住民らに監視させるものとする.

第三章 パートナースイップへの土地の割当

9. 割り当てるべき土地は次の3種に分類する.
- 9.1 鉱量, 品位から見て, 大規模鉱業に適さない鉱床, 鉱兆地.
 - 9.2 ズリ場および終掘したがまだ環境修復していない場所.
 - 9.3 鉱業権がかかっているが, 鉱業権者, パートナースイップ, 知事の間で三者合意が成立した場所.
10. 以下の土地には小規模鉱業を許可しない.
- 10.1 法律で指定された何らかの保護地区や鉱業法第13, 14条に定める特別な目的を持つ土地.
 - 10.2 資源探査のための土地や使用契約は結ばれていないが特別な許可が与えられている土地.
 - 10.3 地元の聖地, 礼拝の対象となる山岳, 丘陵, 峠, 墓地, 宗教的に重要な場所およびオートルと呼ぶ牧草地.
 - 10.4 大規模鉱業に適する鉱量を備えた鉱床.
 - 10.5 居住地, 公共の目的に使用する土地, 個人あるいは組織が採掘する場所.
 - 10.6 森林あるいは水資源がある場所.
 - 10.7 道路, 施設のネットワークが構築されている場所.
 - 10.8 本既定9.1, 9.2で定める以外の初生鉱床胚胎

地.

第四章 パートナースイップ設立と土地の割当

11. シヴィルコード第476条と481.1条によって乱掘従事者をパートナースイップに組織化するものとする.
12. パートナースイップの運営はシヴィルコード第477-482条によって行う.
13. 第11条によって形成するパートナースイップには呼称をつける. 同一地域で重複する名称は認めない.
14. 一つのパートナースイップの構成は2から100人とする.
15. 同一人物が複数のパートナースイップに参加することはできない.
16. パートナースイップは地方知事と鉱業についての契約を, 本暫定規則第11条, 15条を満たす形で締結する.
17. 採掘に割り当てる土地は, 一人あたり1ユニットとし, 人数分を合計するが, 25ヘクタールを超えないものとする.
18. 採掘期間は1年とするが, 1年の延長を認めることができる.

第五章 応募と契約

19. パートナースイップは地方知事に対して本暫定規則7.5で定める採掘申請書を提出するものとする.
20. 申請書には次の事項を記入しなければならない.
 - 20.1 パートナースイップの呼称, 代表者氏名, 住所.
 - 20.2 割り当てられた土地の位置と面積.
 - 20.3 採掘する鉱種.
21. 申請書には次の書類を添付すること.
 - 21.1 パートナースイップメンバーと家族の身分証および

子供の出生記録の写し。

- 21.2 パートナースシップメンバー同士の協力合意書。
 - 21.3 採掘地の位置図，作業予定図。
 - 21.4 納税記録とパートナースシップの身分証の写し。
22. パートナースシップ参加者に求められる要件は次のように定める。
- 22.1 モンゴル国籍を持つこと。
 - 22.2 18歳以上であること。
 - 22.3 住民登録していること。
23. 第5章第20-22条を満たさない場合，申請書は受理しない。
24. ある土地を終掘し返還した場合，パートナースシップは小規模鉱業が認められる地域内で別の場所を申請できる。
25. 知事は申請書を受け取ったら5日以内に下記の事項を審査しなければならない。
- 25.1 本暫定規則第20条が求める要件を完全に満たしているか。
 - 25.2 本暫定規則第21条が求める書類がそろっているか。
 - 25.3 採掘が申請された場所は本暫定規則第9条でいう土地の中に含まれているか。
 - 25.4 以前別の場所を採掘したパートナースシップについては，その場所の環境修復を終えているか。
26. 申請案件の内容と提出書類が第25条の要件を満たしている場合，申請数に応じて，パートナースシップの契約を締結する。

第六章 鉱物回収についての契約

- 27. 本暫定規則9.1と9.2で示した土地における鉱物資源採掘を意図するパートナースシップはそれぞれの地方知事と契約を交わすものとする。
- 28. 契約には以下の事項を含むものとする。
 - 28.1 契約者の権利，義務，責任。
 - 28.2 土地の位置と面積。
 - 28.3 有効期限と期間延長の条件。

- 28.4 本暫定規則9.1と9.2でいう土地の使用条件。
- 28.5 環境修復計画。
- 28.6 対象鉱種。
- 28.7 採鉱技術の指導を進め，健康と安全保持の基準を守るための条件と手続き。
- 28.8 健康保険の条件。
- 28.9 使用許可がない場合や有資格者不在時の化学物質や発破の使用禁止。
- 28.10 契約破棄の条件。
- 28.11 安全規則違反の際の責任および説明責任。
- 28.12 その他。

第七章 土地の返還

29. パートナースシップは，以下に該当する場合，土地を返還しなければならない。
- 29.1 資源を掘り尽くしたとき。
 - 29.2 鉱量****が不十分と評価されたとき。
 - 29.3 地質条件によって採掘が継続できない場合。
 - 29.4 安全と健康の観点から採掘が継続できない場合。
 - 29.5 パートナースシップが土地返還の要請を提出したとき。
 - 29.6 契約が終了したとき。
 - 29.7 何らかの目的で保全されている土地の中に採掘希望地が取り込まれてしまった場合。
30. 返還に先立って，パートナースシップは，指定機関が出す環境修復の要求項目に従って，環境修復を実施しなければならない。

第八章 禁止事項

- 31. パートナースシップは採鉱に際して次の行為を行ってはならない。
 - 31.1 18歳未満，妊婦，0から3歳の子供がいる母親，労働能力の70%を失った者を採掘に従事させること。
 - 31.2 技術，健康，安全についての基準に違反すること。
 - 31.3 河川，泉，湖に尾鉱を投棄すること。
 - 31.4 納税記録のない者を参加させること。
 - 31.5 パートナースシップメンバー以外を採掘させること。

- 31.6 無資格、無免許で化学物質や危険物を扱うこと。
31.7 無資格、無免許で爆発物を扱うこと。
31.8 あてがわれた土地の違法な使用、譲渡、販売や
抵当権設定。

第九章 具体的条件

32. パートナーシップが採掘したハードロック鉱床産鉱石は、地方知事が国の地質・鉱業担当機関と協力して選定した会社の選鉱場および敷地内で選鉱する。
33. 選鉱場を建設、経営する会社は、国の地質・鉱業資源担当機関が選定する。
34. 選鉱場を建設、経営する会社は、アイマクの環境保護部署が指定する場所について、環境アセスメントを行う。
35. パートナーシップによって採掘された貴金属と宝石類は、その地域に永住している仲買人が、モンゴル銀行の定める手続きに従って、購入する。

第十章 その他

36. 安全規則に従わずにパートナーシップメンバーの健康被害や死亡事故を引き起こしたときは、パートナーシップのリーダーか指名された者が責任を負う。

37. 本暫定規則にそむく事例のうち、刑法が扱う範囲外のものについては、モンゴルの法律に基づいて、地方知事と国の監督官が違反者の責任を追及する。

訳者注

1. 本資料はモンゴル政府が用意した英訳に基づく仮訳である。
2. この仮訳では、コンテキストによってartisanal miningおよびsmall-scale miningの訳語を次のように変えてある。(1)法令順守、環境や安全への配慮などがない操業を指すとき: artisanal mining, small scale miningともに「乱掘」と訳した。(2)このルールが理想とする、法の下での秩序が達成された採掘形態を指すときは, artisanal miningに「零細鉱業」, artisanal and small scale miningおよびsmall scale miningには「小規模鉱業」の訳を与えた。
3. 原文のsumとdistrictはともに「地方」と訳した。Aimagはそのまま「アイマク」とした。
4. 訳文中のアステリスクに対応する注は以下のとおりである。
* 原語はホルル;
** ソムおよびその他の地方知事の意;
*** 本規定制定の時点ではモンゴル鉱物資源石油機構(MRPAM)を想定;
**** 原語はリザーブ。

MURAO Satoshi (2009) : Governmental Resolution No.72 and the associated subprogramme.

< 受付: 2009年2月4日 >